

2020 再工技発第 21 号

2020 年 12 月 21 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付 4 番地 1 0 8

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員

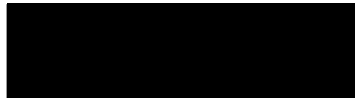


増田 尚宏

廃棄物取扱主任者の第二代行者の選任の届出

日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理施設における廃棄物取扱主任者の第二代行者の選任を、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 5 1 条の 2 0 第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり届出致します。

(別紙)

廃棄物取扱主任者（第二代行者）

工場又は事業所名		日本原燃株式会社 再処理事業所 廃棄物管理施設
工場又は事業所の所在地		青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108
		選任
		副（第二代行者）
選任・解任した代行者	氏名及び生年月日	
	住所	
	核燃料取扱主任者免状番号 (取得年月日)	第  号 平成9年5月28日
	職位	再処理事業部 再処理工場 部長
選任日		2020年11月30日
業務分担		廃棄物取扱主任者が出張、病気、休暇、その他やむを得ない事情により職務を遂行できない場合、当該業務を代行させる。
選任理由		廃棄物取扱主任者代行がこれまで1名のみ選任していたが、傷病または有事において廃棄物取扱主任者として職務を遂行するため、1名追加し2名体制とし当該業務を代行するため。
添付書類		・被選任代行者の核燃料取扱主任者の免状の写し ・被選任代行者の略歴書

第 [REDACTED] 号

# 核燃料取扱主任者免状



核原料物質、核燃料物質及び  
原子炉の規制に関する法律第22条  
の3第1項の規定に基づきこの免状  
を交付する

平成 9 年 5 月 28 日

科学技術庁長官 近岡理一郎

